

指定ごみ袋を購入できない場合の対応期間延長

詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

指定ごみ袋を購入できない場合

中身が見える市販の透明または半透明の袋(30～45リットルのサイズに限る)でごみを出すことができます。

※ごみの種類に応じて袋に「燃やせるごみ」または「プラスチック」と大きく書いてください。

※市販の袋には、薄手で破れやすい物もあります。収集時に中身が飛び散らない状態で出してください。

期間(延長後) 7月31日(金)まで

問 大崎地域広域行政事務組合業務課 ☎25-8867
環境保全課生活環境担当 ☎23-6074



陸羽東線の利用運賃を助成します

市では、園児から高校生までの体験学習や町内会、社会教育関係団体などの団体活動で、陸羽東線を利用した場合の運賃の一部または全額を助成しています。

交付要件など、詳しくは市ウェブサイトを確認してください。

期間 令和9年3月31日(木)まで

申込 まちづくり推進課(989-6188 古川七日町1-1 市役所本庁舎3階南側)で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申込書に必要事項を明記し、必要書類を添えて乗車後15日以内に、持参もしくは郵送で申し込み

問 まちづくり推進課 陸羽東線活用推進室 ☎23-5069



7月に保険資格に関する書類を送付します

■国民健康保険または85歳未満で後期高齢者医療保険に加入している人 マイナ保険証を持っている場合

「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付します。大切に保管してください。

※マイナ保険証での受診が困難な人は、保険年金課(市役所本庁舎1階)または各総合支所市民福祉課に申請することで、「資格確認書」を取得できます。

マイナ保険証を持っていない場合

医療機関の受診に必要な「資格確認書」を簡易書留で送付します。

※郵便の種類により、同世帯内で配達時期が異なる場合があります。

■85歳以上で後期高齢者医療保険に加入している人

マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を簡易書留で送付します。現在持っている「資格確認書」は有効期限まで使用可能です。

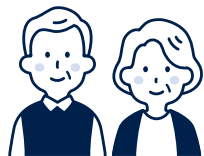
■「資格確認書」の再配達

不在票が届いた場合は、日本郵便株式会社再配達コールセンター(☎0570-943-674)へ連絡し、再配達を依頼してください。

※当日中の再配達はできません。

※8月4日(火)以降は、保険年金課または各総合支所市民福祉課に、現在持っている資格確認書などと本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの)を持参し、受領してください。

問 保険年金課医療保険担当 ☎23-6051



水路やため池での水難事故を防止しましょう

農作業が盛んな時期は、水路やため池の水量が多く、水遊びや魚釣りに夢中になる子どもが転落したり、高齢者が散歩中に水路へ滑り落ちたりする事故が後を絶ちません。

痛ましい事故を防ぐため、危険な水路やため池に近づかないよう、家庭や地域で呼びかけを行い、水難事故から子どもや高齢者を守りましょう。

問 農村環境整備課農村整備担当 ☎23-2318

介護保険負担割合証を更新します

介護保険負担割合証の有効期限は7月31日(金)までです。要介護・要支援認定、または介護予防・日常生活支援総合事業に該当している人に、7月下旬に新しい負担割合証を郵送します。負担割合証は、介護サービスを利用する際に必要です。

問 高齢障がい福祉課介護保険担当 ☎23-6125

Jアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します

地震や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いて情報伝達試験を行います。※避難行動を取る必要はありません。

日時 7月1日(火) 11時

伝達手段 市内の防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)で、国から配信される内容を試験放送

放送内容 チャイムが鳴り、「これはJアラートのテストです」と3回放送(全国一斉)

問 防災安全課危機防災担当 ☎23-5144

「社会を明るくする運動」強調月間(7月1日～31日)

社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、犯罪や非行のない安全な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

■大崎市推進大会

日時 7月3日(金) 14時～

場所 岩出山文化会館(スコレハウス)大ホール

内容 内閣総理大臣メッセージ伝達、作文朗読など

問 社会福祉課地域共生社会担当 ☎23-6012

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、申請により保険料の「免除」「納付猶予」「学生特例猶予」の制度を利用できます。本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象です。失業した人の特例もあるので、相談してください。

受付日 7月1日(火)～
免除期間 7月分から令和9年6月分まで

申請場所 保険年金課(市役所本庁舎1階)、各総合支所市民福祉課、古川年金事務所

持ち物 窓口に来る人の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの)、基礎年金番号が分かるもの

※失業の場合は、雇用保険受給資格者証や離職票も持参してください。

問 古川年金事務所 ☎23-1200
保険年金課年金担当 ☎23-6051

大崎市就職促進奨学金返還支援事業

奨学金の返還額の一部を補助します。

補助対象者 就業対象事業者に雇用され、申請日時点で市内に住民登録があり、前年度に奨学金を返還した人で次のいずれかに該当する人

①大学などを卒業後3年以内または中途退学後3年以内の人②申請日の属する年度の前年度の1月1日時点で市外に住所を有していた人

就業対象事業者 県内事業者のうち、次のいずれかの事業者

①市内事業者②市外事業者のうち、中小企業基本法第2条第1項または第5項に規定する事業者

※このほか要件があります。詳しくは市ウェブサイトを確認するか、問い合わせください。

補助上限額 ①就業地が市内 20万円②就業地が市外 15万円

申込期間 7月1日(火)～令和9年1月29日(金)

※予算に達し次第、受け付けを終了します。

申込 産業商工課(989-6188 古川七日町1-1 市役所本庁舎3階北側)で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申込書に必要事項を明記し、必要書類を添えて持参もしくは郵送で申し込み

問 産業商工課地域産業担当 ☎23-7091



市民プール(アクア・パル)プールエリア利用再開時期の延期

現在実施している大規模改修工事の工期延長に伴い、プールエリアの利用再開時期を延期します。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。
利用再開時期(延期後) 11月中旬
※スタジオ・ジムエリアについては、当初の予定通り10月に利用再開予定です。

問 地域交流センター(あすも) ☎22-3001



熱中症を予防しましょう

熱中症とは、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもって体調を崩すことです。体調の変化や周囲に気を配り、熱中症を予防しましょう。

■熱中症の予防方法

小まめな水分補給、扇風機やエアコンの使用、吸湿性・速乾性のある衣服の着用など

問 健康推進課保健・地域医療担当 ☎23-2215



配偶者・パートナーからの暴力(DV)相談・支援

専門相談員が電話相談・個別の面接相談を行っています。秘密は守られるので、安心して相談してください。

期間 月～金曜日 9時～17時

場所 子育て支援課(市役所本庁舎2階北側)

問 子育て支援課子ども家庭相談担当 ☎23-6048

農業・肥料・農業資材・種子・無人ヘリ・農業用ドローン・農産物取扱

KS 株式会社 ケーエス

代表取締役社長 佐藤 浩一

〒989-6203 宮城県大崎市古川飯川字十文字33番地
TEL : 0229-26-2838 (代表) FAX : 0229-26-2839
ホームページ : <https://www.ks-agri.com>

広告

アパマンショップ全国ネットワークで理想のお部屋へナビします

アパマンショップ 古川駅前店

宅地建物取引業 宮城県知事免許(14)1000号(社)宮城県宅地建物取引業協会会員(社)全国宅地建物取引業保証協会会員 東北地区不動産公正取引協議会加盟
<https://www.yoitochi.com> 〒989-6162 宮城県大崎市古川駅前大通2丁目6番16号

株式会社 古川土地

TEL. 0229-23-8484
☎0120-2-8484-2(携帯・PHSからも通話可)

広告

創業 昭和47年

不動産と建設の総合力で地域に貢献いたします。

15 広報おおさき 2026年7月号

14 広報おおさき 令和8年7月号